

議案第 39 号

飛騨市市営住宅条例等の一部を改正する条例について

飛騨市市営住宅条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 7 年 2 月 25 日提出

飛騨市長 都 竹 淳 也

提案理由

市営住宅への入居の際に必要としていた連帯保証人の見直し等に伴う改正

飛驒市市営住宅条例等の一部を改正する条例

(飛驒市市営住宅条例の一部改正)

第1条 飛驒市市営住宅条例(平成16年飛驒市条例第217号)の一部を次のように改正する。

第11条第1項第1号中「入居決定者と同程度以上の収入を有する者で、市長が適当と認める保証人の連署する」を削り、同条中第3項を削り、第4項を第3項とし、第5項を第4項とし、第6項を第5項とする。

第12条中「第10条」を「第11条」に改める。

第13条中「第11条」を「第12条」に改める。

第15条第2項中「第8条」を「第7条」に改める。

第18条を次のように改める。

第18条 削除

第31条第2項中「令第8条第2項」の次に「又は第3項」を加える。

第40条中「令第11条」を「令第12条」に改める。

(飛驒市特定住宅管理条例の一部改正)

第2条 飛驒市特定住宅管理条例(平成16年飛驒市条例第219号)の一部を次のように改正する。

第10条第1項第1号中「入居決定者と同程度以上の収入を有する者で、市長が適当と認める保証人の連署する」を削り、同条中第3項を削り、第4項を第3項とし、第5項を第4項とし、第6項を第5項とする。

第17条を次のように改める。

第 1 7 条 削除

第36条第 1 項中「飛驒市市営住宅管理条例」を「飛驒市市営住宅条例」に改める。

(飛驒市特定公共賃貸住宅管理条例の一部改正)

第 3 条 飛驒市特定公共賃貸住宅管理条例（平成16年飛驒市条例第220号）の一部を次のように改正する。

第 9 条第 1 項第 1 号中「資格を有する連帯保証人 2 人の連署する」を削り、同号ただし書きを削る。

第16条を次のように改める。

第 1 6 条 削除

(飛驒市地域優良賃貸住宅管理条例の一部改正)

第 4 条 飛驒市地域優良賃貸住宅管理条例（平成21年飛驒市条例第50号）の一部を次のように改正する。

第 9 条第 1 項第 1 号中「資格を有する連帯保証人 2 人の連署する」を削り、同号ただし書きを削る。

第16条を次のように改める。

第 1 6 条 削除

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の飛驒市市営住宅条例第18条、飛驒市特定住宅管理条例第17条、飛驒市特定公共賃貸住宅管理条例第16条及び飛驒市地域優良賃貸住宅管理条例第16条の規定は、令和 7 年 4 月以降の納期の住宅使用料に適用し、令和 7 年 4 月以前の納期の住宅使用料については、なお従前の例による。

(第1条) 飛騨市市営住宅条例新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

現 行	改正案
第1条～第10条 略 (住宅入居の手続) 第11条 市営住宅の入居決定者は、決定のあった日から10日以内に、次に掲げる手続をしなければならない。 (1) <u>入居決定者と同程度以上の収入を有する者で、市長が適当と認める保証人の連署する請書</u>を提出すること。 (2) 略 2 略 <u>3 市長は、特別の事情があると認める者に対しては、第1項第1号の規定による請書に保証人の連署を必要としないこととすることができる。</u> <u>4</u> 略 <u>5</u> 略 <u>6</u> 略 (同居の承認) 第12条 市営住宅の入居者は、当該市営住宅への入居の際に同居した親族以外の者を同居させようとするときは、公営住宅法施行規則<u>第10条</u>で定めるところにより、市長の承認を得なければならない。 (入居の承継)	第1条～第10条 略 (住宅入居の手続) 第11条 市営住宅の入居決定者は、決定のあった日から10日以内に、次に掲げる手続をしなければならない。 (1) _____ _____請書を提出すること。 (2) 略 2 略 _____ _____ <u>3</u> 略 <u>4</u> 略 <u>5</u> 略 (同居の承認) 第12条 市営住宅の入居者は、当該市営住宅への入居の際に同居した親族以外の者を同居させようとするときは、公営住宅法施行規則<u>第11条</u>で定めるところにより、市長の承認を得なければならない。 (入居の承継)

第13条 市営住宅の入居者が死亡し、又は退去した場合において、その死亡時、又は退去時に当該入居者と同居していた者が引き続き当該市営住宅に居住を希望するときは、当該入居者と同居していた者は、公営住宅法施行規則第11条で定めるところにより、市長の承認を得なければならない。

第14条 略

(収入の申告等)

第15条 略

2 前項に規定する収入の申告は、公営住宅法施行規則第8条に規定する方法によるものとする。

3・4 略

第16条・第17条 略

(家賃の督促及び延滞金)

第18条 家賃の徴収につき、督促状を発した場合には、督促手数料を徴収する。

2 督促手数料及び延滞金の額並びにその徴収方法については、法令に別の定めがあるものを除くほか、市税の例による。

第19条～第30条 略

(収入超過者に対する家賃)

第31条 略

2 市長は、前項に定める家賃を算出しようとするときは、収入超過

第13条 市営住宅の入居者が死亡し、又は退去した場合において、その死亡時、又は退去時に当該入居者と同居していた者が引き続き当該市営住宅に居住を希望するときは、当該入居者と同居していた者は、公営住宅法施行規則第12条で定めるところにより、市長の承認を得なければならない。

第14条 略

(収入の申告等)

第15条 略

2 前項に規定する収入の申告は、公営住宅法施行規則第7条に規定する方法によるものとする。

3・4 略

第16条・第17条 略

第18条 削除

第19条～第30条 略

(収入超過者に対する家賃)

第31条 略

2 市長は、前項に定める家賃を算出しようとするときは、収入超過

者の収入を勘案し近傍同種の住宅の家賃以下で、令第8条第2項____に規定する方法によらなければならない。

3 略

第32条～第39条 略

（公営住宅の用途の廃止による他の市営住宅への入居の際の家賃の特例）

第40条 市長は、法第44条第3項の規定による公営住宅の用途の廃止による公営住宅の除却に伴い当該公営住宅の入居者を他の市営住宅に入居させる場合において、新たに入居する市営住宅の家賃が従前の公営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第14条第1項、第31条第1項又は第33条第1項の規定にかかわらず、令第11条で定めるところにより当該入居者の家賃を減額するものとする。

以下 略

者の収入を勘案し近傍同種の住宅の家賃以下で、令第8条第2項又は第3項に規定する方法によらなければならない。

3 略

第32条～第39条 略

（公営住宅の用途の廃止による他の市営住宅への入居の際の家賃の特例）

第40条 市長は、法第44条第3項の規定による公営住宅の用途の廃止による公営住宅の除却に伴い当該公営住宅の入居者を他の市営住宅に入居させる場合において、新たに入居する市営住宅の家賃が従前の公営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第14条第1項、第31条第1項又は第33条第1項の規定にかかわらず、令第12条で定めるところにより当該入居者の家賃を減額するものとする。

以下 略

(第2条) 飛騨市特定住宅管理条例新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

現 行	改正案
第1条～第9条 略 (住宅入居の手続) 第10条 特定住宅の入居決定者は、決定のあった日から10日以内に、次に掲げる手続をしなければならない。 (1) <u>入居決定者と同程度以上の収入を有する者で、市長が適当と認める保証人の連署する請書を提出すること。</u> (2) 略 2 略 <u>3 市長は、特別の事情があると認める者に対しては、第1項第1号の規定による請書に保証人の連署を必要としないこととすることができる。</u> <u>4 略</u> <u>5 略</u> <u>6 略</u> 第11条～第16条 略 <u>(家賃の督促及び延滞金)</u> 第17条 <u>家賃の徴収につき、督促状を発した場合には、督促手数料を徴収する。</u> <u>2 督促手数料及び延滞金の額並びにその徴収方法については、法令</u>	第1条～第9条 略 (住宅入居の手続) 第10条 特定住宅の入居決定者は、決定のあった日から10日以内に、次に掲げる手続をしなければならない。 (1) _____ _____請書を提出すること。 (2) 略 2 略 _____ _____ <u>3 略</u> <u>4 略</u> <u>5 略</u> 第11条～第16条 略 _____ _____ 第17条 <u>削除</u> _____ _____

に別の定めがあるものを除くほか、市税の例による。

第18条～第35条 略

（特定住宅監理員及び特定住宅管理人）

第36条 特定住宅監理員は、飛騨市市営住宅管理条例（平成16年飛騨市条例第217号）第56条に定める市営住宅監理員とする。

2～5 略

以下 略

第18条～第35条 略

（特定住宅監理員及び特定住宅管理人）

第36条 特定住宅監理員は、飛騨市市営住宅条例（平成16年飛騨市条例第217号）第56条に定める市営住宅監理員とする。

2～5 略

以下 略

(第3条) 飛騨市特定公共賃貸住宅管理条例新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

現 行	改正案
第1条～第8条 略 (入居手続) 第9条 前条の規定により特定公共賃貸住宅の入居者として決定された者は、遅滞なく次に掲げる手続をしなければならない。 (1) 市長の定める<u>資格を有する連帯保証人2人の連署する</u>請書を提出すること。<u>ただし、市長が特別の事情があると認めたときは、連帯保証人の連署を1人とし、又は必要としないことができる。</u> (2) 略 2・3 略 第10条～第15条 略 <u>(使用料等の督促及び延滞金)</u> 第16条 <u>使用料等の徴収につき、督促状を発した場合には、督促手数料を徴収する。</u> <u>2 督促手数料及び延滞金の額並びにその徴収方法については、法令に別の定めがあるものを除くほか、市税の例による。</u> 以下 略	第1条～第8条 略 (入居手続) 第9条 前条の規定により特定公共賃貸住宅の入居者として決定された者は、遅滞なく次に掲げる手続をしなければならない。 (1) 市長の定める_____請書を提出すること。_____ (2) 略 2・3 略 第10条～第15条 略 _____ 第16条 削除 _____ _____ _____ 以下 略

(第4条) 飛騨市地域優良賃貸住宅管理条例新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

現 行	改正案
第1条～第8条 略 (入居手続) 第9条 前条の規定により地域優良賃貸住宅の入居者として決定された者は、遅滞なく次に掲げる手続をしなければならない。 (1) 別に規則で定める資格を有する連帯保証人2人の連署する請書を提出すること。<u>ただし、市長が特別の事情があると認める場合は、連帯保証人の連署を1人とし、又は必要としないことができる。</u> (2) 略 2・3 略 第10条～第15条 略 <u>(督促、延滞金の徴収)</u> 第16条 <u>使用料等を前条第3項の納期限までに納付しない者があるときは、市長は、期限を指定してこれを督促しなければならない。</u> <u>2 前項の督促した場合における督促手数料及び延滞金の徴収については、飛騨市督促手数料及び延滞金徴収条例（平成16年飛騨市条例第73号）の例による。</u> 以下 略	第1条～第8条 略 (入居手続) 第9条 前条の規定により地域優良賃貸住宅の入居者として決定された者は、遅滞なく次に掲げる手続をしなければならない。 (1) 別に規則で定める_____請書を提出すること。_____ _____ (2) 略 2・3 略 第10条～第15条 略 _____ 第16条 削除 _____ _____ _____ _____ 以下 略

条例関係議案要旨

議 案 名	飛騨市市営住宅条例等の一部を改正する条例について
担 当 部	基盤整備部
提 案 理 由	市営住宅への入居の際に必要としていた連帯保証人の見直し等に伴う改正
制 定 改 廃 の 根 拠 等	市独自の改正
条 例 の 概 要	【改正の対象となる条例】 (1) 飛騨市市営住宅条例（第 1 条） (2) 飛騨市特定住宅管理条例（第 2 条） (3) 飛騨市特定公共賃貸住宅管理条例（第 3 条） (4) 飛騨市地域優良賃貸住宅管理条例（第 4 条） 【改正の趣旨及び内容】 ① 保証人の削除 社会環境の変化により、住宅に困窮する低額所得者層に限らず保証人の確保がより一層困難となることが懸念されることから、当市関係条例について所要の改正を行うもの。 ((1)の第 11 条、(2)の第 10 条、(3)の第 9 条及び(4)の第 9 条関係) ② 督促手数料及び延滞金徴収の削除 住宅使用料の性質を公債権（非強制徴収公債権）から私債権に改めることに伴い所要の改正を行うもの。 ((1)の第 18 条、(2)の第 17 条、(3)の第 16 条及び(4)の第 16 条関係) ③ 定義規定の変更 改正省令に合わせ、定義規定の改正を行うもの。 ((1)の第 12 条、第 13 条、第 15 条、第 31 条及び第 40 条関係、(2)の第 36 条関係)
市 民 へ の 影 響 等	入居者において保証人を確保する負担が軽減される。
施 行 日	令和 7 年 4 月 1 日
備 考	飛騨市において、保証人を確保できず入居できなかった事例は発生していない。